

## 第 1 回伊方町・瀬戸町合併協議会会議録

招 集 年 月 日	平成14年9月27日(金)					
招 集 の 場 所	伊方町役場 4階全員協議会室					
開会日時及び宣告	平成14年9月27日 午後 2時00分	議 長	井上 善一			
閉会日時及び宣告	平成14年9月27日 午後 3時40分					
会議録署名委員	得 能 鶴 利	久 世 隆 博				
会 長	井 上 善 一					
委 員	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	副会長	中 元 清 吉		委 員	久 世 隆 博	
	委 員	得 能 鶴 利		委 員	上 田 實	
	委 員	上 野 守		委 員	阿 部 道 忠	
	委 員	大 星 政 人		委 員	二 宮 英 喜	
	委 員	廣 瀬 秀 晴		委 員	阿 部 好 晴	
	委 員	田 中 康 司		委 員	山 本 眞 平	
	委 員	山 口 和 哉		委 員	宮 下 寛	
	委 員	篠 川 晴 子		委 員	井 戸 本 昭 夫	
	委 員	大 森 次 郎		委 員	石 崎 照 夫	×
	委 員	樋 田 剛		委 員	福 島 朝 行	×
	委 員	小 林 栄 喜	×	委 員	井 上 喜 代 男	
	委 員	木 下 清		委 員	河 野 ヤヨイ	
	委 員	古 田 宇 佐 彦		委 員	藤 村 泰 昭	×
	委 員	二 宮 定 正		委 員	宮 本 敏 光	
	委 員	藤 井 順 子		委 員	谷 口 利 治	×
	委 員	田 縁 柳 太 郎		委 員	佐 々 木 喜 美 香	
	委 員	中 藤 勇				
	委 員	栗 上 岳 久				
	顧 問	顧 問	高 門 清 彦	×		
幹 事 会	幹 事 長	畑 中 芳 久		副 幹 事 長	清 水 博 義	
	幹 事	濱 口 市 作		幹 事	森 口 又 兵 衛	
監 査 委 員	監 査 委 員	梶 田 信 夫		監 査 委 員	中 西 正 利	×
合併協議会事務局	事務局長	増 田 愛 明				
	総務班長	山 本 桂 二		調整班長	坂 本 明 仁	
	計画班長	三 好 要		班長補佐	河 上 芳 輝	
	庶 務	明 神 千 登 勢				
会 議 次 第	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
傍 聴 人 の 数	3人					

## 会 議 次 第

### 1 . 開 会

2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ

3 . 伊方町長あいさつ

4 . 委嘱状交付

5 . 委員自己紹介

6 . 事務局の紹介

7 . 確認事項

伊方町・瀬戸町合併協議会規約の確認について

伊方町・瀬戸町合併協議会規約に関する協議書の確認について

伊方町・瀬戸町合併協議会事務局規程について

伊方町・瀬戸町合併協議会財務規程について

8 . 会議録署名人の指名について

9 . 議事

#### 報告

報告第 1 号 伊方町・瀬戸町合併協議会幹事会規程について

報告第 2 号 伊方町・瀬戸町合併協議会専門部会規程について

報告第 3 号 伊方町・瀬戸町合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程について

報告第 4 号 平成 1 4 年度伊方町・瀬戸町合併協議会事業計画について

報告第 5 号 平成 1 4 年度伊方町・瀬戸町合併協議会会計予算について

#### 議案

議案第 1 号 伊方町・瀬戸町合併協議会会議運営規程について

議案第 2 号 伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程について

議案第 3 号 伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会設置について

議案第 4 号 伊方町・瀬戸町合併協議会会議の傍聴に関する要綱について

議案第 5 号 伊方町・瀬戸町合併協議会合併協議項目について

#### 協議

協議第 1 号 合併の方式について

協議第 2 号 合併の期日について

#### その他

各町の現状視察について

第 2 回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について

1 0 . 閉 会

協議会事務局長	<p>皆様大変お待たせをいたしました。一同御起立お願いいたします。礼。御着席ください。どうもありがとうございました。</p> <p>私は、事務局の増田です。どうかよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中御参集を賜りまして、まことにありがとうございました。</p> <p>本日の会議は、規約第10条の規定によりまして、出席者が過半数に達しておりますので、この会議は成立いたしました。</p> <p>ただいまから伊方町・瀬戸町合併協議会第1回会議を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、皆様のお手元の次第に沿って進行させていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、主催者を代表して井上会長のごあいさつをお願いいたします。</p>
井上会長	<p>それでは、ただいま御紹介をいただきました瀬戸町長の井上でございますけれども、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>去る9月6日、伊方町と瀬戸町とで2町の合併協議会を設立するというので、その協議書に協定を締結をし、同日事務局を発足し、今日までその作業を進めてまいりました。そして、本日第1回目の協議会の開催ということで、それぞれの両町から17名の委員の皆様方に御出席を賜り、こうして開会をする運びになりました。</p> <p>今日は、あいにくの雨といたしますか、恵みの雨といたしますか、大変少雨の今年の夏、朝夕はだいぶ涼しくなりましたけれども、多分農家にとりましてはもう一雨欲しいなという時期でございます。今日、明日と多分適当な雨が降るんじゃないかというふうに思いますけれども、そういう中で皆様方に御出席をいただきましたことを冒頭感謝を申し上げたいというふうに思います。</p> <p>御存知のように、愛媛県下70市町村の中で、今日までに既に13地域、53市町村が法定協議会あるいは任意の協議会を立ち上げまして、その枠組みの中で協議を進めておるといのは、皆様御案内のとおりでございます。</p> <p>昭和30年に新しい伊方町が発足、そして翌31年に瀬戸町が発足して、かれこれ半世紀近くの年月の中で、平成の大合併と言</p>

われる今日を迎えて、これからの2町合併に向けての協議の第一歩を踏み出すという、そういう意味では非常に歴史的な第一歩、記念すべき日になるんじゃないかというふうに思います。

この合併というのは、よく男女の結婚に例えて表現をされます。生まれも育ちも違う、あるいは家庭環境も違う男女がお見合いのテーブルについて、そしてお互いの将来に対する思いや、あるいは2人ですばらしい家庭を築いていく上での協議をする。そして、その協議が整った後に婚約をし、最終的には結婚というゴールを迎えると、そういう意味で言いますと、この任意の協議会というのはお見合いのテーブルに両者がついたということになるかというふうに思います。

それぞれの町の背景、あるいは生い立ちは違いますけれども、その違いを乗り越えて一緒になって、町民たちのあるいはお互いの町の幸せ、将来の発展のために英知を結集して、そして信頼関係を築いて、そのハードルを越えていくと、そういう作業をこれから皆様方をお願いをするということでございます。

先ほど言いました13地域、53市町村の枠組みの中では、この伊方町・瀬戸町合併協議会という2町合併は小さい合併ではございますけれども、その小さな中でお互いの町の特性、特徴を生かしながらキラリと光る、そしてそこに生活しておる9,300人の町民が幸せを感じるような、そういうすばらしい合併に向けて努力を傾けてまいりたいというふうに思います。

若輩者の会長ということで、これからの大事な歴史の1ページを飾る、この協議会を取りまとめるという大役を仰せついておりますけれども、ひとつ皆様方の格別の御指導、御協力をいただきながら、円滑にスムーズに、そして実りある成果が得られますように、特段のお願いを申し上げます。

本日は、お手元でございますような確認事項、協議事項、あるいは議案と数多くの案件を協議をいただくということにいたしております。それぞれ資料に基づきまして、御説明を申し上げ、皆様方の賛同を得て第一歩の協議会の成果を得たいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単措辞でございますけれども、この第1回目の協議会開催に当たりましてごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

<p>協議会事務局長</p>	<p>(拍手)</p> <p>続きまして、副会長でもあります伊方町長のごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>中元副会長</p>	<p>御紹介いただきました中元でございます。</p> <p>今日は天候の悪い中、しかも瀬戸町の皆様方におかれましては遠路のところ、御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。</p> <p>現在、我が愛媛県の70市町村の中で、大体見込みとして18団体、18市町村になろうかという、そのような傾向のようでございます。我が愛媛県は、そういう状況で現在のような状況でも、全国での今回の市町村の合併問題での先進県に入っていくんじゃないかなと思われるぐらい非常に早いペースで進んでいるようでございます。</p> <p>我々瀬戸町と伊方町のこの2町の合併が、どちらかというスタートは遅れたという感じでございますけれども、しかし境を接している、しかも距離も非常に近い、総面積も余り大きくない、そして歴史的にもあらゆる生活面での交流のある2町の合併でございますから、先行している団体に私は必ず追いつくであろうと、また追い越すこともできるであろうという、そのような思いでございます。今ほど井上町長がおっしゃられましたように、小さくともやはり内容の充実した個性のある、そのような団体に仕上げていきたいなという思いでいっぱいでございます。</p> <p>我々のこの2町の合併を恐らく伊方町民も瀬戸町民も、私は期待をしているであろうと思います。したがって、合併前と合併後と当然住民は比較をするでありましょうし、またその比較をする住民の期待に、我々は応える責務があると思っております。</p> <p>したがって、お互いが互譲の精神でもって、そして視点は合併後に向けて焦点を合わせて、この協議会の各般にわたっての案件の整理をしていきたいと思っているところでございます。</p> <p>我々といたしましては、本当にこの2町でもって新しい町の新しい文化を創造していく、そのようなこの生みの努力を一汗流す必要があるであろうと思っているところでございます。</p> <p>新しく合併する2町ではございますけれども、協議の段階においてはお互いが旧知の仲のそのような親友同士の話し合いとい</p>

協議会事務局長	<p>う、あるいは近隣同士の話し合い、親戚同士の会合という、そのようなフランクな気持ちでこの会議を進行し、そして立派な新町を誕生させたいと思っております。どうか皆様方の広い、そして斬新な英知でもって新町の誕生をさせていただきますことをお願いを申し上げまして、初めての協議会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうか新町誕生までよろしくお願いをいたします。（拍手）</p> <p>続きまして、委嘱状の交付ということではありますが、お手元に配付させていただいております。御確認をください。配付をもって、委嘱状の交付に代えさせていただきます。</p> <p>続きまして、初めてでございますので、自己紹介ということでお願いをいたします。</p> <p>まず、会長さんから順次右回りでお願いいたしたいと思えます。</p>
井上会長	<p>先ほどごあいさつをさせていただきました瀬戸町の井上でございます。どうぞよろしくをお願いをいたします。</p>
中元副会長	<p>伊方町の中元でございます。少々年齢ばかりいっておりますが、よろしく御指導いただきますようお願いをいたします。</p>
畑中幹事長	<p>失礼をいたします。伊方町の助役の畑中でございます。</p> <p>合併協議会では、幹事会がありまして、幹事長になっておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
清水副幹事長	<p>失礼します。瀬戸町助役の清水です。</p> <p>畑中幹事長、私の方は副幹事長ということで、めいっばいやらしていただきます。お願いいたします。</p>
得能委員	<p>伊方の得能でございます。この生みの苦しみといいますが、これを皆さん方と一緒に汗を流したいと思えます。どうぞよろしくをお願いをいたします。</p>
上野委員	<p>伊方町議会の方の上野でございます。我が町の合併特別委員会の委員長を仰せつかっておりますものでございます。よろしくをお願いをいたします。</p>
大星委員	<p>伊方町議会の総務文教委員長をさせていただきます大星です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
廣瀬委員	<p>産建厚生委員長をしております廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。</p>

田 中 委 員	合併懇話会の会長と商工会長ということで、田中といいます。どうかよろしく願いいたします。
山 口 委 員	合併懇話会の役員というところで選任をされた山口です。よろしく願いします。
篠 川 委 員	伊方町の篠川晴子でございます。合併懇話会の副会長というようなことで、今回のお役をいただいたと思っております。どうかよろしく願いをいたします。
大 森 委 員	伊方町の区長会の会長をやっております大森でございます。よろしく願いいたします。
樋 田 委 員	伊方町の農業委員会の会長をしております樋田でございます。よろしく願いします。
木 下 委 員	J A 西宇和の木下でございます。よろしく願いします。
二 宮 ( 定 ) 委 員	伊方町民生児童委員協議会会長を仰せつかっております二宮と申します。よろしく願いいたします。
藤 井 委 員	伊方町連合婦人会の藤井と申します。どうぞよろしく願いいたします。
田 縁 委 員	伊方町老人クラブ連合会の会長を仰せつかっております田縁と申します。よろしく願いします。
中 藤 委 員	伊方町民生児童委員会副会長をしております中藤です。よろしく願いいたします。
佐 々 木 委 員	瀬戸町の50人委員会選出ということで来ました佐々木です。よろしく願いします。
宮 本 委 員	瀬戸から来ました宮本です。よろしく願いします。
河 野 委 員	失礼します。女性団体連絡協議会長ということで来ました河野ヤヨイです。よろしく願いいたします。
井 上 委 員	瀬戸の商工会の井上でございます。どうぞよろしく願いいたします。
井 戸 本 委 員	瀬戸町の教育委員会代表ということで参りました井戸本昭夫と申します。よろしく願いします。
宮 下 委 員	瀬戸町の宮下と申します。この席で区長会代表ということで出席させていただいております。よろしく願いします。
山 本 委 員	瀬戸町の民生委員会の会長をしております山本でございます。よろしく願いします。
阿 部 ( 好 ) 委 員	瀬戸町50人委員会の委員長と農業委員会の会長をさせていた

二 宮（英）委 員	だいとる阿部でございますが、どうかよろしく申し上げます。 瀬戸町議会から選出されました二宮でございます。よろしくお 願いします。
阿 部（道）委 員	議会の方から選出されました阿部といたします。どうぞよろしく お願いいたします。
上 田 委 員	議会選任の上田でございます。どうぞよろしく。
久 世 委 員	瀬戸町議会の議長の久世と申します。よろしくお願いいたしま す。
榊 田 監 査 委 員	伊方町の監査委員の榊田でございます。今回は、当協議会の監 査委員も命ぜられました。よろしく申し上げます。
栗 上 委 員	愛媛県八幡浜地方局総務福祉部長の栗上でございます。よろし くお願いいたします。
地 方 局 総 務 調 整 課	事務方でございますが、同じく地方局総務調整課の上田と申し ます。市町村合併担当係長をしております。よろしくお願いま す。
地 方 局 総 務 調 整 課	同じく八幡浜地方局総務調整課の和田と申します。よろしくお 願いいたします。
濱 口 幹 事	伊方町の企画財政課の濱口と申します。幹事を務めさせていた だきます。よろしくお願いをいたします。
森 口 幹 事	失礼します。瀬戸町総務課の森口です。この協議会の幹事の方 を務めさせていただきたいと思えます。今後ともよろしくお願 いいたします。
総 務 班 長	伊方町から合併協議会の事務局の方に派遣されております山本 でございます。総務班担当でございます。よろしくお願いま す。
協 議 会 事 務 局 長	事務局長を拝命いたしております増田です。よろしくお願いい たします。
調 整 班 長	失礼します。瀬戸町から合併協議会に派遣されております坂本 と申します。調整班を担当いたします。どうぞよろしくお願いい たします。
計 画 班 長	失礼します。計画班を担当させていただくようになりました瀬 戸町の三好要といたします。どうぞよろしくお願いいたします。
班 長 補 佐	各班の補佐ということで、伊方町の河上です。よろしくお願 いいたします。



<p>庶務 協議会事務局長</p>	<p>庶務をいたします。明神です。よろしくお願いいたします。          どうもありがとうございました。          それでは、これより規約第10条の規定によりまして、会議の進行は井上会長より進めさせていただきます。          なお、委員の皆様にご覧いただけます。          会議の内容は、全部記録するため録音しております。後ほど会議運営規程を説明することにしておりますけれども、会議の円滑な運営に御協力いただきますように、よろしくお願いいたします。</p>
<p>井上会長</p>	<p>それでは会長さん、お願いいたします。          それでは、ただいま事務局の方から御説明がございましたように、規約の定めによりこれからの議事の進行は私の方でさせていただきますので、ひとつよろしくお願いいたします。</p>
<p>協議会事務局長</p>	<p>まず最初に、確認事項につきまして伊方町・瀬戸町合併協議会規約の確認について、ページ1ページから12ページまでの伊方町・瀬戸町合併協議会財務規程についての4件の事項につきまして、両町で協議をし定めたものでございますので、一括して説明し確認いたしたいと思っております。          事務局の方の説明を求めます。          失礼します。お手元の資料4枚ほどめくっていただきまして、ちょうど用紙の下に1ページと打ってございますが、お聞き願いたいと思っております。          この確認事項4件につきましては、両町の合意によりまして既に委員の皆様にご説明し、御了解を得ているものでございます。細部の説明は省略し、概要のみの説明とさせていただきます。          まず、1ページ伊方町・瀬戸町合併協議会規約でありますけれども、これは設置であります、合併の基本的事項について協議するため合併協議会を設置するという事で、法定の協議会に先立ちまして事前協議を行うためのいわゆる任意協議会でございます。名称につきましては、第2条に規定いたしております。          協議事項につきましては、第3条に4項を掲げておる事項についてであります。          ただし、協議の内容は任意とはいえ、実質的には法に準じ協議していくものでございます。</p>

第4条からは、事務所の位置などについて組織に関するところでございますので、また次により資料を添付いたしておりますので、説明いたします。

次のページ、2ページ、3ページもそのようなことで省略をさせていただきます。

3ページは、9月6日から施行するというところでございます。

4ページをお開き願いまして、規約に関する協議書でございます。これは、合併協議会規約に規定する2町の長が協議して定める事項について協議したので、協議書を取り交わすというものでございます。協議して定める事項は、7件でございます。その7件を定めた事項について、以下説明をいたしております。これは、もうごらんになっていただいておりますので、朗読は省略させていただきます。

5ページまで続きます。

5の2ページでありますけれども、追加配付ということで今日お手元にお配りさせていただきましたけれども、これは協議会に要する経費の負担割合について見直しの申し出がありまして、両町長協議の上変更することに合意いたしましたものでございます。規約に関する協議書の一部を変更する協議書として、9月25日付で協議をいたしました。その内容につきましては、5でありますけれども、規約第14条に規定する協議会に要する経費について、これを協議会の運営に要する経費は2町が均等に負担するというふうに変更をするものでございます。

次のページをお開き願いまして、6ページですけれども、ただいま申し上げました協議会の組織図でございます。これも省略をさせていただきます。

7ページにつきましては、事務局規程でございます。これは、協議会規約第13条2項の規定に基づきまして、協議会の事務局に関し必要な事項を定めるものとするということでございます。

各条の説明を省略させていただくこととして、次のページお開き願いまして、9ページ別表第1で、3条関係のそれぞれの各班の分掌事務を説明してございます。

次、10ページにつきましては、9条関係の公印のひな型を説明してございます。

	<p>11ページにつきましては、その事務局の組織図を説明させていただきます。</p> <p>次、12ページをお開き願ひまして、財務規程であります。協議会規約第17条の規定に基づきまして、協議会の財務に関し必要な事項を定めるものとしてございます。</p> <p>第2条では、歳入歳出予算、協議会の予算は規約の第14条の規定に基づきまして、伊方町、瀬戸町の負担金及びその他の収入を歳入として協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出をするということでございます。これは、協議会の会長が調整して協議会の議決を得るというものでございます。4項には、協議会の会計年度は各地方公共団体の会計年度によると定めております。</p> <p>以下、それぞれ細かいことを書いてございますけども、8条決算でございますが、会長は毎会計年度終了後2カ月以内に協議会の決算を調整し、協議会の監査委員の監査した後協議会の会議の認定に付さなければならないと規定してあります。</p> <p>それから、附則第2項では、協議会が設置されまして初年度に限りまして、これは会長が予算を定めて協議会に報告し、承認を得るものとするものでございます。後ほど説明をいたします。</p> <p>あと各条関係の説明をいたしております。14ページの中ほどの別紙資料2では、この協議会の指定金融機関は、西宇和農業協同組合伊方支店としてございます。</p> <p>概要につきまして、以上でございます。</p> <p>井上会長 ただいま事務局の方から確認事項につきまして御説明がございましたが、これにつきまして何か御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>井上会長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特にないようでございますので、以上のとおり確認されたものといたします。ありがとうございました。</p> <p>次に、会議録署名人の指名をいたします。</p> <p>会議録署名人は、各町の町長を除き各町の委員それぞれ1名ずつ順次会長が指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございませうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
--	---

井上会長	<p>異議なしということで、ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の会議録署名人に、伊方町の得能鶴利委員と瀬戸町の久世隆博委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>報告案件につきましては、会長が規約に基づき決定した案件で、既に決定しているものを報告するものでございます。ページでは、15ページから20ページでございます。</p> <p>報告第1号伊方町・瀬戸町合併協議会幹事会規程についてから報告第5号平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会会計予算についての5案件は、報告事項のため一括して報告させていただきます。</p> <p>事務局からの説明をお願いします。</p>
総務班長	<p>それでは、報告案件につきまして事務局の方から御説明を申し上げます。</p> <p>まず、15ページでございます。報告第1号幹事会規程でございます。</p> <p>この幹事会規程につきましては、合併協議会規約第12条第3項の規定によりまして、協議会の中に幹事会を設けるものでございます。事務方の最高決定機関というふうにとらえていただけたらと思います。所掌事務につきましては、協議会に提案いたします必要な事項の協議または調整するということでございます。</p> <p>組織につきましては、幹事会には幹事及び協議会の事務局長、それから各班長をもって組織することにしてございます。幹事につきましては、以下下の方に別表第4条関係でございますが、その職をもって充てるということで両町の助役、総務課長、企画財政課長、瀬戸町では企画課長になってますが、この6名をもって充てるということになっております。</p> <p>役員でございますが、第4条関係での役員でございますが、幹事長、副幹事長、一人ずつ定めるということで、先ほど自己紹介で申し上げましたように、伊方町の助役が幹事長、瀬戸町の助役が副幹事長ということで就任をいたしております。</p> <p>第6条会議でございますが、幹事会は一応幹事長が招集すると、それから幹事会に専門部会を置くということで、専門部会との合同での会議を開催することができるということで、会議第6</p>

条で定めております。

あと第7条、8条、9条につきましては、報告、処分、費用弁償ということできています。施行につきましては、9月6日からの施行ということでございます。

以上が幹事会でございます。

次のページ、16ページでございますが、報告第2号専門部会規程でございます。

この趣旨といたしましては、規約12条第3項の規定に基づきまして、協議会に専門部会を設けて必要な事項を定めるということでございます。所掌の事項につきましては、規約3条各号に掲げております3項、合併にかかわります調査研究、それから新町建設計画の作成、合併に関します事項、その他必要な事項ということで、専門的に協議調整するのが所掌事項でございます。

組織といたしましては、次の17ページに掲げてございますが、2町の収入役、教育長並びに課長の職をもって充てることにしておりますので、17ページ別表第3条関係の専門部会の委員につきましてはお目通しをいただいたらと思います。また、専門部会の部会数につきましては4部会を設ける予定にしております。

もとに戻っていただきまして、16ページでございますが、第4条では役員、部会長1名、副会長1名、それから5条では役員の職務、第6条では会議ですが、会議は部会長が会議の議長になるとか関係職員等の出席を要請することができるというような明記をしております。

それから、第7条では分科会でございます。設置でございますが、専門部会の下に各組織でございますけれども、必要に応じて分科会を設置することができるということにしております。この分科会の関係につきましては、係長、課長補佐等の事務担当者のレベルによりまして、調査研究をするというような分科会になるのかなと思います。

あと8条、9条には報告、庶務関係を提示をいたしております。9月6日から施行をいたしておるところでございます。

次、18ページでございますが、報告第3号報酬及び費用弁償に関する規程でございます。

これにつきましては、第1条で合併協議会の委員さんの報酬、費用弁償について定めているものでございます。第2条で、報酬の額でございますが、会長、副会長、委員、顧問、監査委員さんの報酬は日額5,500円とするということにしています。この5,500円につきましては、伊方町の規程の例によるものでございます。

それから、地方公共団体の常勤の特別職、一般職及び議会議員につきましては、報酬の額を支給しないということも明記をさせていただいております。

第3条では、費用弁償の額でございます。この費用弁償でございますが、協議会の職務を委員さんが職務を行うために伊方町、瀬戸町以外の区域に出張したときには、旅費を支給しようということを明記したものでございます。

第4条では、支給方法でございます。支給方法につきましては、伊方町の基準に沿って支給しようということを定めたものです。

この規程につきましては、9月6日から施行をしておりますので、御報告を申し上げます。

次、19ページでございますが、

報告第4号平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会事業計画について。

平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会の事業計画を次のとおり定めたので、報告するものでございます。

14年度の事業計画につきましては、大きな項目で7項目ございますが、主なものは6項目を予定をいたしてございます。1項目、協議会、小委員会の開催、協議会につきましては月1回の開催予定を考えております。それから、幹事会、専門部会の開催、それから各町の現状視察ということで、後、今日の審議の最終にその他の欄で出てきますが、各町の現状を視察いたし、公共施設等の視察をいたしまして、それぞれの町の認識を深めていただくというふうなことで視察をしたらどうかという、最後に提案をしておりますので、後ほど御審議をいただいたらと思います。

それから、行財政の現況調査の実施、それから合併協定項目の協議準備、協議会だよりの発行ということで、情報公開の意味も

含め、ページ数につきましては約4ページを目安といたしまして、毎月発行を予定をいたしております。

以上、それとその他必要な事項ということで、計画をたててございます。

次、20ページから当協議会の予算でございます。

この予算につきましては、財務規程では協議会で議決されるということになっておりますけれども、先ほど事務局長が御説明申し上げましたように、財務規程附則に基づきまして平成14年度の当初予算に限り報告し承認を得るものということになっておりますので、報告第5号で予算を定めておりますので、報告するものでございます。

次、21ページをあけていただいたらと思います。

平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会会計予算。

平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会会計予算を次のとおり定めたので、報告する。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,000万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

平成14年9月27日提出。

伊方町・瀬戸町合併協議会会長 井上善一

ということで、予算の内容につきまして御説明をさせていただきます。

22ページでございますが、第1表歳入歳出予算ということで、歳入歳出それぞれ1,000万円ということで定めているものでございます。

次、23ページからそれぞれの歳入歳出に伴います事項別明細ということで、詳しくここに明記いたしておりますので、23ページの歳入の部分から御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、これは両町の負担金でございます。一応2町均等ということになっておりますので、1,000万円をそれぞれ各町500万円ずつの均等ということにさせていただきます。

以上が歳入でございます。

次のページをお開きいただきまして、24ページから歳出になります。まず、第1款といたしまして運営費でございます。運営費の中には、今日現在の協議会の会議費関係の費用といたしまして、予算額338万2,000円を計上をいたしてございます。その内容につきましては、協議会・小委員会の会議費といたしまして、委員さんの手当、費用26名分と、それから旅費といたしまして視察旅費ということで、1泊2日程度でございますが、委員旅費を含まさせていただきますでございます。

次、2項といたしまして事務費でございますが、協議会の事務局経費になろうかと思えます。

3節で、職員手当でございますが、時間外勤務手当ということで、職員2名分の時間外手当、それから4節共済費、それから7節賃金、社会保険料、臨時職員賃金でございますが、これは当事務局の事務補助員の賃金でございます。

それから、主なものを御説明をさせていただいたらと思えます。

11節需用費でございますが、事務局の消耗品、それから光熱費、修繕料入れまして80万9,000円を計上をいたしてございます。

12節役務費には、通信運搬費として郵便料、それから広告料ということで、全体合わせまして35万7,000円を計上いたしております。

それから、13節の委託料でございますが、48万9,000円でございますけれども、これはコピー機の保守でありますとかコンピューターの保守、それから事務処理支援委託といたしまして本日の皆さんの御意見の会議録を作成しようということで、それも見込んでございます。

それから、18節備品購入費でございますが、事務用備品ということでテープレコーダー、カメラ等の購入費用ということで52万5,000円を計上いたしております。

次、めくっていただきまして、2款事業費でございますが、1項事業推進費といたしまして、合併協議の状況などを報告するというようなことで、それから住民説明会等の講師謝礼ということで報償費、謝金20万円、それからそれに伴います講師旅費10



井上会長	<p>万円、それから需用費 88 万 2,000 円、印刷製本費でございますが、先ほど事業計画で申し上げました毎月発行を予定いたします協議会だよりの経費でございます。</p> <p>以上、第 3 款予備費 9 万 8,000 円合わせまして歳入歳出 1,000 万円の予算とさせていただくものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま事務局から報告 5 件につきまして、それぞれ御説明がございましたが、皆様の方での御質疑がございましたら、お受けをいたしたいと思いますが、どうでしょう。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特に質疑がないということでございますので、事務局報告のとおり 5 件の報告案件について御了承いただいたものと決定をいたします。ありがとうございました。</p> <p>次に、議案に入ります。</p> <p>議案の取り扱いにつきましては、当協議会に諮って定めるということになっております。議案につきましては、5 件提案を予定をいたしております。</p> <p>議案第 1 号伊方町・瀬戸町合併協議会運営規程について議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
総務班長	<p>26 ページ、議案を朗読しまして、それぞれ御説明をさせていただきます。</p> <p>議案第 1 号伊方町・瀬戸町合併協議会会議運営規程について。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会会議運営規程を別紙のとおり定める。</p> <p>平成 14 年 9 月 27 日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>会議運営規程（案）でございますが、27 ページをお開きいただきます。</p> <p>この会議運営規程につきましては、協議会規約第 10 条 3 項の規程に基づきまして、会議の運営に関し必要な事項を定めるものでございます。</p> <p>第 2 条では、基本方針といたしまして、会議は原則公開とすると、それから委員の半数以上の賛成があるときは公開しないこと</p>

ができるということを規定しております。原則として、公開するというのが基本方針でございます。

それから、3条では会長の責務ということで、会議の議長は会長がなると、それから委員の皆様は会議に積極的に参画していただいて、円滑に議事運営に協力していただくということを定めてございます。

第4条では、会議の開閉ということで、会議の開会、閉会については議長が宣告する。それから、議長の許可を得た後発言をするということで、4条で定めてございます。

第5条では、表決を定めてます。会議の議事につきましては、全会一致をもって決することが原則としてございます。それから、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するというので、第5条で表決を定めてございます。

次、第6条でございますが、6条では傍聴について定めてございます。この傍聴の件につきましては、後ほど要綱が定めてございますので、後ほど御説明をさせていただきます。

第7条では、会議録の調製ということで、会議録の作成につきまして明記をいたしてございます。4号でございますが、お目通しをいただいたらと思います。

第8条では、会議録の公開ということで、会議録につきまして原則公開するというのをそこで明記をいたしております。

それから、第9条には規律、第10条には関係者の出席ということで、会議に規程を定めるものです。この規定につきましては、本日議決をいただいて施行いたしまして、9月6日から適用するものでございます。

次、28ページでございますが、会議運営の申し合わせ事項ということで、皆様に御確認、御検討いただいたらと思います。10条3項の規定に基づきまして、協議会会議の運営に関しまして、次の5項目につきまして定めるものでございます。

第1番目につきましては、会議の定期開催ということで、今年度の会議開催日、開催時間は(1)、(2)、(3)の3項目にわたって実施しようというものでございます。開催日でございますが、開催日は会長が招集するということになります。おおむね毎月中旬ごろということにしてございます。それから、会議開催

日に本日でございます、本日であれば次回の開催期日を通知しようということでございます。これも公開の原則というような観点から、次回の開催期日も通知しようとするものでございます。

会議の時間でございますが、午後開催ということにさせていただきます。

開催場所につきましては、2町持ち回り開催ということでさせていただきます。本日伊方町でございますので、次回は瀬戸町になるかと思っておりますので、そのように交互に開催するということを定めております。

2番目といたしまして、事前提案の原則ということで、協議事項につきまして質疑、協議を行う会議の前に事前に提案を申し上げ、説明をいたしまして、次回の会議に御確認をいただく、また小委員会に付託するものがあれば、小委員会に付託し、次回の協議会で小委員会から上がってきたものを御確認いただくというようなことで、事前提案の原則ということで実施したらと思っております。

それから、議案の取り扱いでございますが、議案の取り扱いはつきましては、先ほどから出ておりますので、簡単に御説明させていただきます。まず、報告、議案、協議、その他ということで、それぞれ議案を次第の方に載せてございます。

まず、報告につきましては、小委員会からの付託された協議結果を協議会に上げる際の報告案は報告として、それから会長が協議会に諮って定める事項につきましては議案として取り扱う。合併問題等に伴いますいろんな協議事項でございます。その協議項目につきましては、協議として取り扱うという議案の取り扱いでございます。

それから、3番目につきましては会議録の調製ということで、会議録は2名の委員が署名すると、会議録署名の選任のことを掲げてございます。

それから、協議会の会議の内容につきましては、発言者の氏名も含め全文記録を行いまして、公開するということにさせていただきます。この公開の方法につきましては、各町の合併担当課、それから合併事務局で会議録を公開するというようなことにさせていただきます。というふうを考えております。

井上会長	<p>それから、4番目といたしましては傍聴の取り扱いということで、協議会、小委員会の会議は原則公開としておりますので、公開するというふうなことを明記をいたしております。</p> <p>それから5番目、資料の提供の取り扱いにつきましては、協議資料、附属資料とに分類し、皆様に配付するということの明記でございます。</p> <p>以上が会議運営申し合わせ事項(案)でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>御苦労でございました。</p> <p>ただいまの議案につきまして、御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>質疑がないようでございますので、議案第1号につきまして採決をいたしたいと思っております。</p> <p>議案第1号について御異議はございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第2号伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程について議題といたします。</p> <p>事務局の方の説明を求めます。</p>
調整班長	<p>失礼します。資料は、29ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程について。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会規程を別紙のとおり定める。</p> <p>平成14年9月27日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>小委員会規程(案)につきまして、事前に資料を配付させていただいておりましたので、要点について御説明いたします。</p> <p>まず、趣旨といたしまして、合併協議会規約第11条第1項の規定に基づきまして、合併協議会に小委員会を置くことができると規定されております。</p> <p>同条第2項に、組織、運営、その他必要な事項は会長が会議に</p>

	<p>諮って定めることとなっておりますから、小委員会規程を定め、本会議に諮るものであります。</p> <p>第3条に規定しております委員の選任方法、構成につきましては、次の議案、小委員会の設置についての議案にて決定いただくことにしております。</p> <p>第4条では、小委員会に委員長1名、副委員長を1名置き、委員の互選により選任することといたしております。</p> <p>第6条では、小委員会は会長が招集し、委員の過半数の定足数を定めております。</p> <p>第7条で、小委員会の審議の経過及び結果について委員長が協議会長に報告する旨を定めております。</p> <p>第8条はその規定、第9条は関係者の出席に対する費用弁償の規定でございます。</p> <p>資料3 1ページをお願いします。</p> <p>このページは、合併協議項目のそれぞれの流れについて、小委員会との関連を図でお示したものです。資料右側から丸で囲んだ番号順に作業が行われますが、専門部会における事務的な準備作業から始まり、幹事会では合併協議会に諮る協議事項の調整方針の決定をいただきます。幹事会で決定された調整方針は、合併協議会に協議事項として提案されることとなりますが、本協議会では協議項目を4つの小委員会に分けて付託することにしております。このことは、委員の皆様が発言しやすい小さな組織で、より深い御協議をお願いすることを目的といたしております。</p> <p>小委員会での協議結果は、合併協議会の全体会議に委員会の報告として提案され、全体会議で決定、確認をいただきましたら、協議の完了となります。小委員会では、1回の会議で結論に至る事項もあれば、継続的に期間をかけて協議をいただく事項も予想されますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>どうも御苦労さんでした。</p> <p>ただいまの事務局の説明につきまして、御質疑ございましたらお願いをいたします。</p> <p>宮下委員。</p> <p>この第1条の規約の第11条第2項とあるのは、第1項という</p>
井 上 会 長	
宮 下 委 員	

井上会長 調整班長	<p>ことでないですか。</p> <p>事務局。</p> <p>失礼いたします。</p> <p>先ほど申しあげましたように、第1項で小委員会を設置することができるという規定で、この第2項というのが必要な事項を定めるという規定ですので、必要な事項をこの規定で定めるということで2項です。</p>
井宮井上会長	<p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>質疑がないようでございますので、議案第2号につきまして採決いたしたいと思えます。</p> <p>議案第2号について採決することに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり決定をいたします。ありがとうございました。</p> <p>次に、議案第3号伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会設置について議題といたします。</p>
調整班長	<p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>失礼します。資料は、32ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会設置について、伊方町・瀬戸町合併協議会小委員会を別紙のとおり設置する。平成14年9月27日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>ここからは、それぞれ4つの小委員会ごとに設置要項を定めておりますので、それぞれ順番に御説明いたします。</p> <p>まず、33ページは住民小委員会の設置要綱(案)でございます。</p> <p>設置及び目的といたしまして、第1条、伊方町・瀬戸町合併協議会における協議事項のうち、次に掲げる事項について調査または審議を行うため住民小委員会を設置するということで、住民小委員会の調査審議する項目を次の(1)番から(8)番まで掲げ</p>

ております。

( 1 ) 番、新町の名称、( 2 ) 番、地方税の取り扱い、( 3 ) 番、使用料、手数料の取り扱い、( 4 ) 番、公共的団体等の取り扱い、( 5 ) 番、行政連絡機構の取り扱い、( 6 ) 番、町字名の取り扱い、( 7 ) 番、慣行の取り扱い、この 1 番から 7 番までは後ほど議題として上げておりますが、協議事項の中から 4 つの小委員会にそれぞれ振り分けさせていただいておりますので、後で見えておいていただいたらと思います。

( 8 ) 番といたしまして、前各号に掲げるもののほか、協議会から付託された事項ということで、これは各種事務事業の取り扱いについて、必要な事項につきましては幹事会の決定をいただいた後に小委員会に付託する予定ということになっております。

構成につきましては、第 2 条で次に定める委員 1 名で構成するというので、協議会規約第 7 条第 1 項第 2 号に定める委員各町 1 名とありますが、これは議会から選出された委員各町 1 名ということですので。

( 2 ) 協議会規約第 7 条第 1 項第 3 号に定める委員各町 3 名とありますが、学識経験者のうちから 3 名ということでございます。この委員の構成につきましては、4 つの委員会とも同じ構成になっておりますので、以降省略させていただいたらと思います。

では、35 ページをお願いいたします。行政組織小委員会設置要綱(案)でございます。

ここにつきましては、行政組織小委員会の設置と調査審議を行う項目を掲げております。

( 1 ) 番、事務所の位置、( 2 ) 番、特別職の身分の取り扱い、( 3 ) 番、機構及び組織、( 4 ) 番、一部事務組合の取り扱い、前号に掲げるもののほか協議会から付託された事項でございます。

37 ページをお願いします。総務小委員会設置要綱(案)でございます。

これは、総務小委員会として( 1 ) 番、財産の取り扱い、( 2 ) 番、町議会議員の任期及び定数の取り扱い、( 3 ) 番、農業委員会委員の任期及び定数の取り扱い、( 4 ) 番、一般職員の

井上会長	<p>身分の取り扱い、（５）番、条例規則の取り扱い、（６）番、補助金、交付金等の取り扱い、それに掲げるもののほか、協議会から付託された事項を調査または審議を行うこととしております。</p> <p>３９ページをお願いします。企画小委員会設置要綱（案）でございます。</p> <p>企画小委員会では、（１）番、新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成、（２）番、地域審議会の取り扱い、（３）番、前各号に定めるもののほか、協議会から付託された事項を御審議いただくことになってます。</p> <p>以上のように、４つの小委員会を設置するものでございます。以上です。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました小委員会の設置につきまして、御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>質疑がないようでございますので、議案第３号について採決いたしたいと思います。</p> <p>議案第３号につきまして、ただいま事務局から説明があったとおり承認することに異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたします。</p> <p>小委員会の設置につきまして、ただいま御承認いただきましたので、４つの委員会の構成をいたしたいと思います。</p> <p>構成につきましては、事前に各委員会の所属を説明申し上げ御了承をいただいておりますので、幹事長より御報告を申し上げます。</p> <p>各小委員会の所属を申し上げますので、お名前を呼ばれましたらそれぞれの委員さん方は御起立お願いをいたします。</p>
畑中幹事長	<p>それでは、私の方から小委員会の委員さんにつきまして御紹介をしたいと思います。</p> <p>なお、一部の委員さんが欠席されておるようでございますが、一応名前は読み上げたいと思います。</p> <p>住民小委員会、伊方町廣瀬秀晴さん、瀬戸町阿部道忠さん、伊方町大森次郎さん、同じく田中康司さん、同じく藤井順子さん、</p>



	<p>瀬戸町宮下寛さん、同じく井上喜代男さん、同じく佐々木喜美香さん、以上8名が住民小委員会です。</p> <p>続きまして、行政組織小委員会の方を御紹介いたします。伊方町上野守さん、瀬戸町上田寛さん、伊方町小林栄喜さん、山口和哉さん、二宮定正さん、瀬戸町井戸本昭夫さん、山本眞平さん、宮本敏光さん、以上の方々が行政組織の小委員です。</p> <p>総務小委員会、伊方町得能鶴利さん、瀬戸町久世隆博さん、伊方町樋田剛さん、木下清さん、古田宇佐彦さん、瀬戸町阿部好晴さん、福島朝行さん、谷口利治さん、以上の方々が総務小委員会です。</p> <p>最後になりましたが、企画小委員会、伊方町大星政人さん、瀬戸町二宮英喜さん、伊方町田縁柳太郎さん、中藤勇さん、篠川晴子さん、瀬戸町石崎照夫さん、藤村泰昭さん、河野ヤヨイさん、以上の方が企画小委員会です。</p> <p>以上でございます。</p>
井 上 会 長	<p>以上、幹事長から委員の所属について御報告がございましたが、ただいまの報告のとおり委員会の構成につきまして御了承、御異議ございませんでしょうか。</p>
井 上 会 長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ありがとうございました。それでは、ただいまの報告のとおり小委員会の構成について決定させていただきます。</p> <p>次に、ただいまの4つの小委員会の役員を選任いたしたいと思います。</p> <p>小委員会の役には、各町それぞれ2委員会ずつ委員長、副委員長を選任していただきたいと思います。各町で所属する委員長の委員会あるいは副委員長について御協議願います。</p> <p>それでは、暫時休憩をいたします。</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩</p>
井 上 会 長	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>各小委員会の役員の互選が終わったようでございますので、幹事長より報告いたします。</p>
畑 中 幹 事 長	<p>それでは、委員長、副委員長さんの報告を申し上げます。</p> <p>住民小委員会委員長、瀬戸町宮下寛さん、副委員長、伊方町田中康司さん、行政組織の小委員会委員長、伊方町の山口和哉さ</p>

井上会長	<p>ん、副委員長が瀬戸町の井戸本昭夫さん、総務小委員会委員長が伊方町の樋田剛さん、副委員長が瀬戸町の阿部好晴さん、企画小委員会委員長が瀬戸町の石崎照夫さん、副委員長が伊方町の中藤勇さんです。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま御報告がありました委員長あるいは副委員長さんの就任のごあいさつをお願いいたしたいと思います。</p> <p>あいさつは、住民小委員会の方から順次お願いをいたします。</p>
宮下委員	<p>瀬戸町の宮下です。8名ということで、気楽に受けました。ひとつ腹を割って話したいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
田中委員	<p>副委員長の伊方の田中です。ひとつよろしくお願いいたします。</p>
山口委員	<p>行政組織小委員会ということで、割り振りで委員長になりました山口でございます。よろしくお願いいたします。</p>
井戸本委員	<p>続きまして、行政組織小委員会で副委員長の井戸本です。よろしくお願ひします。</p>
樋田委員	<p>総務小委員会の委員長をやれということなんですが、私何分浅学非才、その責任の重さを痛感しておりますわけですが、幸い委員の方、非常に立派な方ばかりでございますので、皆さん方と力を合わせまして所期の目的達成のために努力をしたい、このように思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
阿部委員	<p>総務小委員会の副委員長を指名されました阿部でございます。伊方の樋田さんとはもう以前から農業委員会の方で懇意にやっておりますので、力を合わせてこの会が成功するように頑張らせていただきます。</p>
中藤委員	<p>委員長が欠席しておりますが、企画小委員会の副委員長を務めさせていただきます中藤です。皆さんの力をかりながら、取りまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
井上会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で小委員会の構成を終わりますけれども、各小委員会の役員さん、あるいは委員さん方におかれましては、多大の英知を結集して重要かつ必要な協議項目について十分な御審議、御協議を</p>

<p>総務班長</p>	<p>お願いをいたしたいと存じます。</p> <p>続きまして、議案第4号伊方町・瀬戸町合併協議会会議の傍聴に関する要綱につきまして議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>失礼いたします。</p> <p>41ページをお開きいただいたらと思います。</p> <p>議案第4号伊方町・瀬戸町合併協議会会議の傍聴に関する要綱について。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会会議の傍聴に関する要綱を別紙のとおり定める。</p> <p>平成14年9月27日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>次のページをお開きいただいたらと思います。会議の傍聴に関する要綱(案)でございます。</p> <p>この要綱につきましては、会議運営規程第6条第2項の規定に基づきまして、会長が協議会に諮って定めるものでございます。</p> <p>第1条につきましては、傍聴について必要な事項を定めることを明記をいたしてございます。</p> <p>第2条につきましては、傍聴人の定員ということで、定員につきましては30名、会場の都合により制限するということを明記をいたしております。</p> <p>第3条では、傍聴の手続、それから第4条では、傍聴席に入ることができない者とか、第5条では傍聴人の守るべき事項ということで、それぞれ第6条では次のページでございますが、会長の許可を得なければ録音等をできないというような規定、第10条にわたって要綱案を作成をいたしております。</p> <p>これにつきましては、会議の傍聴に係ります制限等守るべき事項について制定するものでございます。これにつきましては、平成14年9月27日本日から施行するということの要綱案でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>井上会長</p>	<p>ただいま会議の傍聴に関する要綱につきまして事務局から御説明がございました。これにつきまして、御質疑ございませんでしょうか。</p>

田中委員	<p>田中委員。</p> <p>この第2条の定員30名というところがございますけれども、会場の都合により制限をすることができると、制限をつけておりますけれども、例えばもうぎゅうぎゅう詰めでも詰め込めというようなことにもなりかねませんし、それはその都度その都度の定員は決めるべきじゃないのじゃないかと思うんですが、それと公開を原則としておりますので、会場が大きい会場であれば大勢の人が傍聴に来る可能性もあります。どうでしょう。</p>
井上会長 協議会事務局長	<p>事務局。</p> <p>これは、今委員さんがおっしゃりましたこともよくわかるんですけど、この要綱につきましてはもう先進のまねをさせていただいておりますので、これにしております。</p>
井上会長 田中委員	<p>どうですか。</p> <p>公開を原則しておりますので、やはりあまり人数の定員を制限したりすると、会場にもよりますけれども、いろいろと差しさわりが出る可能性も出てきますし、それと例えば後半に都合により制限することができるかと書いておりますけれども、30人定員しとるのはいいけど30人入れるところでせよというような声が起こらんとも限らない。逆に、定員を定めなかったら、その会場に応じた傍聴人でできるということになるんじゃないですか。</p>
協議会事務局長	<p>基本的に、この会議の会場は、大きい部屋がなかなかできないのはひとつあるんですけども、このように録音する設備をする必要がある。それで、伊方町の場合は今回はここでやらせていただいております。これは録音設備があるからなんですが、瀬戸町の場合には町民会館ですか、町民センターの大会議室でやるような計画をしております。そこを想定して、そのように明記をさせていただきます。</p> <p>一般的な考え方で書いておりますので、あまり私の方はそういうようなことは議論はしてないんですけど、一応そういう考え方で設定をさせていただいております。</p>
井上会長	<p>よろしゅうございましょうか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特に質疑がないようでございますので、本議案につきまして採</p>

井上会長	<p>決をいたしたいと思います。</p> <p>原案のとおり承認することに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決することといたします。ありがとうございました。</p> <p>次に、議案第5号伊方町・瀬戸町合併協議会合併協議項目について議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
計画班長	<p>失礼します。</p> <p>それでは、お手元の資料44ページ目をお開きください。</p> <p>議案第5号伊方町・瀬戸町合併協議会合併協議項目について、伊方町・瀬戸町合併協議会合併協議項目を別紙のとおり定める。</p> <p>平成14年9月27日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>次に、45ページ目をお開きください。</p> <p>45ページ目の方に、合併協議会項目一覧を作成しております。協議会の任務といたしまして、この表にありますように、22項目についての協議項目について審議をしていただきます。</p> <p>合併協議項目は、合併する際の2町のさまざまな条件や調整方針のうちで、自治体の存続そのものや住民にとって極めて重要な項目を指しております、合併をする際の合併の協定項目となるものでございます。</p> <p>最初に、1番から5番までについてですけれども、基本的協議事項となりまして、自治法で定められている項目です。</p> <p>1番の合併の方式については、新設（対等）合併と編入合併とに分かれます。</p> <p>2番目の合併の時期の2項目については、また後ほど協議案として提出させていただきます。</p> <p>3番目につきましては、新町の名称です。</p> <p>4番目としまして、事務所の位置となっております。</p> <p>5番目の財産の取り扱いについてですけれども、町の町有財産の土地、建物、基金等の債権、町債等の債務などについてどのような取り扱いを行っているかについて協議をいただくことになりま</p>

	<p>す。</p> <p>その次に、合併特例法で規定されている協議項目ですけれども、6項目となります。上から6番、町議会議員の任期及び定数の取り扱い、7番、農業委員会委員の任期及び定数の取り扱い、8番、地方税の取り扱い、9番、一般職員の身分の取り扱い、10番、新町将来構想の策定及び新町建設計画の策定、11番地域審議会の取り扱いという項目になります。</p> <p>次に、46ページ目をお開きください。</p> <p>その他必要な協議項目としまして、11項目から成ります。上から12番、特別職の身分の取り扱い、13番、条例規則の取り扱い、14番、機構及び組織、15番、一部事務組合の取り扱い、16番、使用料、手数料の取り扱い、17番、公共的団体等の取り扱い、18番、補助金、交付金等の取り扱い、19番、行政連絡機構の取り扱い、20番、町字名の取り扱い、21番、慣行の取り扱い、22番、その他各種事務事業の取り扱いとなっております。</p> <p>特に、22番の各種事務事業の取り扱いにつきましては、合併に伴い住民の皆さんに直接影響を与えるものなど、多数の項目の調整を要すると考えられております。</p> <p>以上のような22項目について、今後委員の皆さんに御協議をいただくということになりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
井上会長	<p>ただいま事務局から説明がありました合併協議項目につきまして、何か御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、議案第5号につきまして採決いたしたいと思っております。</p> <p>議案第5号について事務局の説明のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり決することといたします。ありがとうございました。</p> <p>今後この合併協議項目に沿って協議してまいりたいと思っておりますので、ひとつどうぞよろしく願いをいたします。</p>

協 議 会 事 務 局 長

それでは、さきの協議項目に沿って協議をさせていただきます。

協議項目の取り扱いにつきましては、法定協議会に移行してきたとき、改めて確認をしていただくことになるわけですが、基本的なものは事前に合意しておかなければなりません。今回は、2件の案件を御提案いたしております。資料は、本日配付しております協議資料を御覧いただきたいと思います。

協議事項の最初といたしまして、協議第1号合併の方式についてと協議第2号合併の期日について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

それでは、説明いたします。

協議第1号合併の方式について。

合併の方式について提出する。

平成14年9月27日提出。

伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。

合併の方式、西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設（対等）合併とする。

でございます。

これにつきましては、合併の方式であります。新設か編入かにつきましては、次のページに説明をいたしておりますけれども、基本的な事項でありまして、今後の協議の土台を成すもので、最優先して決める必要がございます。よろしく願います。

続きまして、協議第2号合併の期日について。

合併の期日について提出する。

平成14年9月27日提出。

伊方町・瀬戸町合併協議会 会長井上善一。

合併の期日、合併の目標期日を平成16年10月1日までとする。

なお、合併期日については、改めて協議する。

これにつきましては、協議の進捗状況にもよりますけれども、目標期日の設定の理由としましては、年度の中間点であるということ、これは町自体の事務処理が一段落している時期でもあります。事務事業の移行や引継ぎなど、支障が少ないのではないかと

	<p>いう時期、もう一つは新町の体制づくりの日程、新町長の選挙でありますとか町議会議員の任期の話、合併特例を適用するかとかといった話ですけども、それから三役、行政組織など、そういった体制づくりの日程を考えてのことでございます。</p> <p>もう一つは、新年度の予算編成の日程であります。通常12月ごろに大体予算編成方針を策定しまして、年明けから事務当局のヒアリングがあって、3月に議会提案するというのが通常のやり方ですけども、初年度は少し余裕がないのかなという感じがいたしました。</p> <p>それから次ページ、次の2枚目になりまして、県内の動向が10月は非常に多いような気がいたします。そういった資料をお目通しいただきたいと思えます。</p> <p>51ページには、合併特例法によります最終期限まで合併する場合のタイムスケジュールを掲げております。こういったスケジュールで、4件ほど事例があるわけですけども、こういったようなこと、それから次は52、53ページでは、ホームページによりまして県内の合併の動き、こういったような資料を添付させていただいております。</p> <p>それから、54ページには、Q &amp; Aといった資料などを参考にさせていただきたいと思えます。正式な合併時期の決定につきましては、先ほど言いましたような協議の進捗状況など踏まえまして、改めて協議し決定することになると思えます。よろしく願いいたします。</p>
井 上 会 長	<p>御苦労でございました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありました合併の方式及び期日につきましての2案件は、先ほど御承認いただきました事前提案の原則により、次回検討する議題として提案をいたしましたわけでございます。次回会議までに十分勉強を研究していただき、次回の協議会で審議をお願いいたしたいと存じます。</p> <p>以上で本日の議題の審議については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、その他の議題に移ります。</p> <p>その他の事項につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
総 務 班 長	<p>その他でございますが、その他の1項目めといたしまして、各</p>



	<p>町の現状視察ということで、御提案してございます。これにつきましては、合併協議を進めていく上で町内の現状に理解を深めるために、各町の公共施設等の視察をしたらどうかということでの提案でございます。</p> <p>視察につきましては、次回瀬戸町で開催されますけれども、このときに開催町以外の委員さんに瀬戸町の公共施設等現状を見ていただくというようなことでどうかと、いろいろと各町の現状を知ってもらうには視察した方がいいんじゃないかということの提案でございます。これが、現状の視察でございます。</p> <p>それから、2項目めには第2回の伊方町・瀬戸町合併協議会の日程でございますが、55ページに次回の日程につきまして載せてございます。会議の運営に申し合わせによりまして、事前周知ということで次回の日程を明記するものでございます。今回は、瀬戸町役場で10月25日金曜日午後2時から開催いたしたいと思っております。</p> <p>以上、その他でございます。</p> <p>井上会長 その他で、今事務局の方から説明がありましたように、現状の視察と次回開催期日の2件につきまして御説明がございましたけれども、どうでしょう。今事務局の説明のような方向で調整をし、進めるということによろしゅうございましょうか。</p>
井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>井上会長 それでは、当日原子力防災訓練と25日というのはバッティングするというようなこともあるようですので、その辺の視察の日程なり、あるいは時間等また事務局の方でひとつ検討させていただきたいというふうに存じます。</p> <p>以上で提案の議題をすべて終了をいたしました。</p>
中元副会長	<p>井上会長 予定では、今回は10月25日瀬戸町でというような予定でございますが、多少調整も必要かというようなことでございますが、以上をもちまして終了いたしますけれども、閉会に当たりまして中元副会長からごあいさつを申し上げます。</p> <p>中元副会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>第1回目の合併協議会、本当にこの日の運営がスムーズに進みまして、無事終了いたしましたことを本当にありがとうございます。先ほどごあいさつで申し上げましたように、本協議は合併後</p>

<p>協 議 会 事 務 局 長</p>	<p>に視点を合わせて協議をしたいという、そのような思いを持っています。そのようなこの協議会の協議の進行状況を見ますと、必ずスムーズな、合併後にしこりが残るようなことのない要領で協議ができるんじゃないかな、新町のスタートができるのではないかなという、そのような思いを深くいたしました。どうか本日のような協議が合併実現まで続きますことを心からお祈りをいたしまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうも御苦勞でございました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、一同御起立をお願いいたします。礼。</p> <p>長時間にわたりましての御審議、大変お疲れさまでございました。</p> <p>以上をもちまして本日の会議の全日程を終了いたします。どうもありがとうございました。</p>
<p>井 上 会 長</p>	<p>どうも御苦勞でございました。ありがとうございました。どうもありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊方町・瀬戸町合併協議会会長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員